

提出された案件は次のとおり

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員 (12名)

1 番 小林 孝昭	2 番 安川 禎幸
3 番 高橋 紳章	4 番 丸山 康夫
5 番 平野 龍彦	6 番 安川 繁典
7 番 入江 政行	8 番 黒川 悟
9 番 鳴海 圭矢	10 番 白水 英至
11 番 藤木 泰	12 番 古賀ひろ子

欠席議員 (なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 太田 美和	
書記 中山 直子	書記 五所 万典

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 安川 茂伸	副町長 …………… 原田 和幸
副町長 …………… 一木 孝敏	教育長 …………… 折居 邦成
総務課長 …………… 八島 勝行	地域コミュニティ課長 …… 太田 一男
シティプロモーション課長 …… 瓦田 浩一	企画財政課長 …………… 工藤 正人
税務課長 …………… 田口 嘉輝	会計課長 …………… 大神 隆史
住民課長 …………… 野田 幸二	健康課長 …………… 水野 治也
福祉課長 …………… 佐伯 剛美	環境課長 …………… 石川 和男

管財課長 …………… 矢野 量久 都市整備課長 …………… 藤木 義和
上下水道課長 …………… 前田 友博 学校教育課長 …………… 川畑 廣典
社会教育課長 …………… 竹下 健一 こどもみらい課長 …… 入江 和美

10時00分開議

○議会事務局長（太田美和）

起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

本日の議事日程第3号を表示しておりますので、御確認ください。

○議長（古賀ひろ子）

改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（古賀ひろ子）

日程第1、一般質問に入ります。

通告に従って質問をお願いします。

通告番号1番。10番、白水議員。

○議員（10番 白水英至）

10番です。改めまして、皆さんおはようございます。今年の夏も猛暑で記録づくめでございました。最近になって、やっと朝夕は少しだけ涼しくなったように思います。まだ暑い日が続きますので、皆さん御自愛いただきたいと思います。

今回、私の一般質問は、空き家問題の現状と今後の取組についてであります。

全国的にも空き家は増えています。空き家を負の遺産ではなく、捉え方を変えてみてはどうでしょうか。まちづくりの資源と捉え、移住者の獲得に向けて、地域の経済活性化につなげてはどうかと私は考えております。

それでは、質問に入りたいと思います。

空き家をそのまま放置すれば、倒壊などの危険性が高く近隣に悪影響を及ぼす空き家を特定空家に認定し、市区町村による指導や勧告、解体などの強制執行を行うことができることを定めた空家等対策の推進に関する特別措置法、以下空家法という、が制定され、対策が組み立てられました。しかし、特定空家になってからの対応には限界があることから、令和5年、2023年、空家法が改正され、空き家の除去——解体ですね、活用・適切な管理を推進するための処置が強化されることになりました。

少子高齢化、人口減少時代を迎え、既に人口減少は始まっています。単身世帯の増加に伴い、世帯数の減少はまだ見られませんが、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、世帯数においても徐々に減っていくと見込まれています。住んでいる人がいなくなり世帯数が減っても、同時に家が解体されることは少ないので、空き家は増えていきます。

また、高齢者によって介護施設を利用する例も増えてきており、そういう面でも空き家は増えていくので、空き家の問題は、今後より一層深刻になると考えられます。

そこで、初めの質問に入ります。

2015年に施行されました空家等対策の推進に関する特別措置法では、管理が行き届かず周辺地域に影響するようなトラブルを引き起こす可能性があるとして判断された空き家を、特定空家に指定しますとあります。

特定空家とは、1つには、そのまま放置すれば倒壊など著しく保安上危険となるおそれのある状態。また2点目が、著しく衛生上有害となるおそれのある状態。3点目が、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態。4点目が、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態。このいずれかに該当する空き家のこととされています。

長い間放置されると雑草が生い茂り、衛生害虫の繁殖、建物の崩壊などにより、周辺住民の生活に多大な影響を与えていると思いますが、本町は空き家の状況をどのように把握しているのでしょうか。ランクづけや件数等もお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子）

石川環境課長。

○環境課長（石川和男）

失礼いたします。空き家の把握につきましては、これまで自治会などの御協力により、地域の空き家情報を提供いただきながら把握をしております。また、令和4年度に上水道の閉栓状況を基に、1年間水道を使用していない建物を調査し、空き家の把握に努めてまいりました。今後も自治会をはじめ、関係各課と連携を図りながら、空き家の把握に努めてまいります。

続きまして、空き家のランクづけでございますが、建物の屋根や壁、基礎などの構造上重要な部分の損傷等について現地調査を行い、損傷なしといった物件を低いランクとし、著しく損傷があるものを高いランクとする数段階のランクづけを行うものでございますが、現在のところ宇美町では基準を設けてランクづけは行っておりません。

法律においては管理不全空家等の指定ができることとなっておりますが、ガイドラインにはあるものの詳細な基準等が示されておられませんので、現在、福岡県と市町村で構成する福岡県空家等推進協議会に作業部会を立ち上げ、基準の策定に取りかかっているところでございます。基準策定後、順次ランクづけを行ってまいります。

○議長（古賀ひろ子）

白水議員。

○議員（10番 白水英至）

2番目に入ります。

本町は、宇美町空家等対策協議会条例、宇美町空き地等の環境保全に関する条例を制定しているが、どのような取組をしているのかお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子）

石川課長。

○環境課長（石川和男）

取組状況でございますが、町の空家等対策協議会条例では、町長を会長とし18名の委員で構成した協議会を設置し、空家等対策計画の策定や改定、適正な管理に関する事項などを協議を行うこととなっております。

この協議会は、平成31年2月に開催して以降、新型コロナウイルス感染拡大のため開催を見送っておりましたが、コロナウイルス感染症が5類へ移行されたことに伴い、本年2月に協議会を再開し、空家対策特別措置法の一部を改正する法律に準拠した本計画の見直しを行うため、来月10月に協議会を開催することとしております。

次に、空き地等の環境保全に関する条例では、空き地及び空き家の管理に関し、管理が行き届いていない、例えば雑草等が生い茂って放置してあるなど自治会や近隣の方からの相談があった場合、所有者に対しまして現状の写真等を送付し、改善のお願いをしているところでございます。

また、本年度に作成いたしました空き家のリーフレット「あなたの空き家は大丈夫ですか？」と題し、空き家を放置したままだと生じる問題や危険性、管理することで生まれるメリットなどをまとめた冊子を空き家所有者に郵送し、適正な管理を促したところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

白水議員。

○議員（10番 白水英至）

次の質問に入ります。

空き家もそれぞれ傷みが比較的少なく健全な状態のもあれば、周辺に悪影響を及ぼす可能性のある老朽化した危険な空き家もあります。自治会が一番困るのは、人の気配や出入りが全くなく、不審者の侵入や、台風や地震でブロック塀や家が倒壊するのではないか、そういった心配の声があります。庭の手入れ等が全くされず雑草が伸び放題で、そこに空き缶やごみが捨ててあり不衛生であります。また、庭木が伸びて路上まではみ出しています。車の通行や歩行者が危なくて通れないような状況もあります。住民から毎年のように苦情が出ております。

空き家と所有者不明土地等は人口減少等により増加していると思うが、本町の近年の推移と現状をお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子）

石川課長。

○環境課長（石川和男）

所有者不明土地については把握はできておりませんが、空き家につきましては、認定を平成28年度から開始いたしまして、近年の推移では令和3年度で183件、令和4年度で292件、令和5年度で295件となっており、平成28年度からの空き家の認定総数は544件となっております。そのうち、認定後の解体または居住が249件であり、認定総数から解体または居住数を引いた件数が、5年度末の数値295件となっております。令和4年度から5年度においては3件の増加で、ほぼ横ばいとなっている状況でございます。

○議長（古賀ひろ子）

白水議員。

○議員（10番 白水英至）

次の質問に入ります。

老朽危険家屋に人が住んでいる、また住んでいないにかかわらず、老朽化が進み倒壊などが危惧されている住宅、事務所、店舗を老朽危険家屋と言います。近隣のある市町村では、老朽化した危険な家屋等を解体される方に、解体費用の一部を補助している自治体もあります。令和2年度に補助金交付要綱を改正して、金額的には、今までは50万円の補助金を100万円に引き上げをされております。このことで多くの反響があり、好評をいただいたそうです。解体後の土地の利用については、新築の家屋が建てられたり、駐車場に活用されたり、更地のまま売却されたり、町内の不動産の流動化につながっていると考えているそうです。大事なことは、最終的に税金として自治体に戻ってくるサイクルになっているということです。

老朽化した危険な空き家の解体に対する補助金はあるのかお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子）

石川課長。

○環境課長（石川和男）

空家等対策特別措置法には、まずもって所有者の責務として、空き家等の所有者または管理者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう空き家等の適切な管理に努めるとともに、国または地方公共団体が実施する空き家等に関する施策に協力するように努めなければならないと規定されております。空き家等の所有者などから、自らの責任によりの確に対応することが大前提となっております。

しかしながら、倒壊などにより第三者に被害を及ぼす可能性が著しく高い場合など、安全措置として行政代執行を行うことは考えられます。

現状では、危険な家屋に対する解体補助金は考えておりませんが、福岡県の空家等対策連絡協議会など、担当者が集まる会議において他市町との意見を交換しながら、補助金の交付要件やその効果などの情報収集に努めたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子）

白水議員。

○議員（10番 白水英至）

他市町との意見交換、これは補助金を出すのに必要ですか。町単独で決められませんか、お尋ねします。

○議長（古賀ひろ子）

石川課長。

○環境課長（石川和男）

議員言われますように、補助金交付に対しては他市町村との意見交換、これは必須にはなっていないところでございます。空き家の解体費補助金制度を設けるのは、市町村の施策ということになろうかと思えます。

他市町との意見交換をということで答弁をさせていただきましたが、補助金を交付するにしても交付要件、例えば空き家の危険度判定がどの程度なのかとか、建築年数が何年以上の建物が対象になるのか等、自治体によっては様々だと思いますので、まずは助成金、補助金を交付している自治体の交付要件などの情報収集に努めてまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

白水議員。

○議員（10番 白水英至）

続けて行きます。

また、働き方改革の実証として、テレワークや在宅ワークが主流になり、地方移住を考えている方々が現在も多く存在していると考えられます。地方間での移住者獲得に向けた競争が今現在も起こっており、これからの町内外へ向けた移住・定住促進のPRは、先ほどの空き家対策の充実や敏感な対応などで、本町への関心が高騰していること。また、本町の人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の観点などからも、積極的かつ重要な課題と私は思っております。

余談なんですけど、不動産関係者の情報なんです。福岡市周辺には不動産物件があっても高額で空き地も少なく、今は市内から少し離れた宇美町などが狙いどころとなっております。

そこで質問です。定住者増を目的とした、中古住宅解体後の新築住宅建築補助金制度事業を本町も考えられたらと思います。新築住宅建築補助金制度は、先ほど解体費用の一部を補助されている自治体もあると紹介しましたが、同じ自治体です。平成26年度に開始された事業であります。この制度は、築20年以上の中古住宅を購入、解体して新築住宅を建築された方に90万円を補助するもので、さらに町外からの転入で中学生以下の子どもがいる場合は、10万円を上乗せ補助するものとなっています。令和4年度には5件の申請があったそうです。使用されていない空き家の解消とともに、定住促進にもつながっているそうです。

本町も世代交代も含め、このような事業を積極的に開始されたら利用者も増えてくる施策だと思います。本町も移住者や定住者を増やしていくためにも、このような事業は必要と思いますが、考えはありますか、お尋ねします。

○議長（古賀ひろ子）

工藤企画財政課長。

○企画財政課長（工藤正人）

失礼いたします。移住・定住に関連する御質問でございますので、企画財政課のほうから回答させていただきます。

移住・定住施策につきましては、町の立地や地域特性に合わせた施策を行っていくことが重要だと考えております。当然、過疎化が進んでいる地域と都市圏近郊に位置する地域、それぞれに応じた施策が必要となってまいります。

議員が紹介されました自治体の施策につきましては、空き家かどうかにかかわらず町内の築20年以上の中古住宅を購入し、それを解体してそこに住宅を新築する場合の補助金とのことでございます。御存じのとおり、当町のほうでは、民間のミニ開発によります宅地分譲等によりまして、新築住宅の建築が今も少しずつ進んでいるような状況でございますことから、現時点では、この中古住宅の購入、解体、さらに新築という事業について取り組んでいくという考えは、今のところはないところでございます。

しかしながら、議員も言われましたように、今、宇美町は狙いどころ、つまり選んでいただける町になってきているというふうに思っておりますので、移住・定住施策についてはしっかりとした取組を行っていく必要がございます。

現在策定中の第3期宇美町総合戦略にも、間接的に移住・定住につながる施策だけではなくて、移住・定住に直結するような施策、これも盛り込み、取り組んでいく予定としているところでございます。

今後も宇美町に住み続けたいと思ってもらえることが、移住施策として重要でございますので、そのためにも、子育て施策やシティプロモーションを強化する必要があると考えております。ま

た、その取組を行うことによりまして、結果として移住者の増加、つまり選ばれる町にもつながっていくものと考えておるところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

白水議員。

○議員（10番 白水英至）

次の質問に入ります。

町内における空き家の有効活用による移住・定住の促進を図るために実施されている、本町の空き家・空き地バンクがありますが、現在の登録済み物件数、また過去の実績、その中で町外からの移住者が把握できているかどうか。

ちなみに、近隣のある市では、新たに空き家・空き地バンクへ情報を登録された方に、1物件につき3万円の奨励金を交付しています。なかなかすぐにこういった独自の支援策に踏み切るのには難しいと思います。しかし、空き家対策に積極的な今がチャンスと捉え、本町も空き家バンクをもっと充実させることが必要だと思います。

空き家の利活用、空き家バンクも含めて、どのような取組をしているのかお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子）

石川課長。

○環境課長（石川和男）

バンクの利活用というところでございますが、町の空家等対策協議会の委員として選出していただいています福岡県の宅建協会、それから不動産協会の御協力を得まして、平成30年度からこのバンクの制度を開始しておるところでございます。

運用状況ですが、これまで34件の登録申請が行われ、取下げが6件、契約成立が22件、未契約が6件となっております。申請の取下げにつきましては、直接、不動産業者との媒介契約そういったところに切り替えられたということで、取下げが行われたものでございます。

空き家バンクの紹介としましては、先ほど紹介させていただきました空き家のリーフレット、この中に空き家バンクの制度、内容を掲載しております。また、管理が行き届いていない空き家等の所有者への管理保全をお知らせを通知する際にも、空き家バンクのチラシを同封しながら、周知を行っているところでございます。

空き家バンクの利用者が、町外からの移住者であるかどうかというところでございますが、空き家バンクによりマッチングして、新たに所有者になった方が町外から移住者であるかまでは、不動産業の媒介業務で行っていただいておりますので把握はできておりません。

空き家の利活用につきましては、先進自治体の運用状況などを参考にし、利活用を進め、空き家バンク制度の紹介も引き続き行いながら、空き家所有者の方々に積極的に利用していただける

ように努めてまいりたいと思っています。

○議長（古賀ひろ子）

白水議員。

○議員（10番 白水英至）

町内全域における空き家・空き地候補等、建物の不良度によってAからDまでのランク分けをされている自治体もあります。

まず1つ目は、ランクAは管理に特段の問題がなく現状のまま利用可能なもの。2番目に、ランクBは管理が行き届いていないが、比較的小規模な修繕で利用可能なもの。3番目に、ランクCは倒壊の可能性はないが、現状のままの利用は困難なもの。4番目に、ランクDは倒壊の可能性があるなど、現状のままの利用が不可能なもの。このようにランク分けをしておいたら、活用するときにスムーズに進められると思います。

また、近隣町のことですが、空き家・空き地バンクの登録数増加のために、令和3年度に実施した空き家等実態調査にて、180件の空き家候補の所有者に対して行った意向調査。こちらの郵便物の中に、空き家・空き地バンク制度を紹介するチラシを同封して、町内の固定資産をお持ちの方に周知を図っておられます。今後は町内のみならず、町外への周知のほうも行っていきたいと考えておられるそうです。

ここで町長の見解を求めたいと思います。

全国的に見ても、移住者増に成功している自治体もありますが、移住・定住促進は時間のかかる施策だと思っています。空き家を負の遺産ではなく、まちづくりの資源と捉え、人口対策、地域の経済活性化につなげていくような活用を期待しているところであります。

本町の人口減少もどんどん進んでいくと思われれます。今後、小手先の施策ではなく、どういうまちづくりをしていくのか、何に特化していくのかということが重要になってくると思います。どんなに盛んにSNSで発信しても、また、おしゃれな移住ガイドブックを作ったとしても、ベースになる本町独自の飛び抜けた取組を考えていかないと、簡単に人は移住はしてくれないと思います。

人口増を目的とし、移住・定住促進のため、空き家対策を積極的に進められたらと私は思っております。本町の空き家対策について、どのようなお考えを持っておられるのかお聞かせください。

○議長（古賀ひろ子）

安川町長。

○町長（安川茂伸）

この空き家問題については、本町だけにとどまらず、全国的な昨今課題になっているというふ

うに思っております。空き家の数は増加を続けており、今後もさらに増加が見込まれる中において、空き家対策の強化は急務であり、宇美町でも重要な課題の1つであるというふうに思っております。

議員御提案の空き家バンク制度の活性化であるとか、新たな補助金であるとか、そういったことも有効ではあるかと思いますが、今現在進行しております総合計画であるとか総合戦略、こういったものの施策を確実に実行していくこと、推進していくことが定住促進につながっていくものであろうというふうに、まずは考えております。

例えば、子育て政策、シティプロモーション、個別事業でいえば学びの多様な学校であるとか、のり一とであるとか、こういったもの。顕在化している課題に加えて、潜在化している課題に先手を打つことで、選ばれる町になっていく、またそれを目指していかなければならないというふうに思っております。

議員の御質問の中にもありましたが、空き家の程度も様々でございます。新しいものから古く傷んだもの、所有者が特定できるものや所有者が不明で全く管理が行き届いていないものなど様々でございます。程度が新しいものについては、民間の取引で売買が行われているものでございますが、なかなか古く傷んだもの、また所有者が不明なものについては、管理が行き届いていないというふうに認識しておるところでございます。

また、私が会長を務めております宇美町空家等対策協議会を、今年2月に続き10月にも協議会を開催を予定しております。この宇美町空家等対策協議会の委員には、議会から白水議員をはじめ、小学校区コミュニティ運営協議会の会長、民生委員・児童委員のほか、学識経験者として司法書士や宅地建物取引士、法務局や県の職員など、幅広く御就任をいただいております。

次回の10月の会議では、これまでの空き家対策に加え、所有者不明土地の対策を盛り込んだ計画の改定について協議をしていただくこととしております。今回の予定している改定では、適切な管理が行われずそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある空き家を管理不全空家等と認定できるようになり、特定空家等になる前に指導・勧告ができるようになります。

また、所有者不明土地等への措置を計画に盛り込むことにより、相続登記等がされず、不動産登記簿等を確認しても所有者が直ちに判明しない土地や、利用されていない土地に対して計画的な対策を進めていくこととしております。

今後も宇美町の空き家状況をしっかりと把握しながら、協議会におきまして、多方面からの専門的な御助言を頂き、宇美町に合った空き家対策を行うとともに、住環境の改善と資産の利活用の促進、また定住者の呼び込み、人口増加や経済の活性化による将来的な宇美町の発展につなげていきたいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子）

白水議員。

○議員（10番 白水英至）

ありがとうございます。今回の一般質問は、空き家問題の現状と今後の取組をお尋ねしました。空き家を負の遺産ではなく、まちづくりの資源と捉え、人口対策、地域の経済活性化につなげる、私は今がチャンスじゃないかなと思っております。やる価値はあると思っております。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（古賀ひろ子）

10番、白水議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（古賀ひろ子）

通告番号2番。3番、高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章）

通告番号2番の高橋紳章です。本日は、一般質問は一本松公園の将来像ということについて御質問したいと思います。

今、宇美町では非常に自然豊かな公園として、一本松公園は町内外を問わず多くの方が訪れ、自然を満喫でき、宿泊もできるということですばらしい公園であります。

しかし、一本松公園の施設でありますバンガローが現在も利用できない状況にある。コロナ感染症も落ち着き、キャンプ場の利用者も増えてきている中、バンガロー等が使えないということは、利用者も限定されるのではないのでしょうか。

また、スケートボード場もでき、トイレも新しくなり、さらなる集客が見込める中、今後それらの施設をどのように維持管理し、将来に向けて展開していくのかということに対して聞きたいと思います。

まず初めに、一本松公園、昭和の森と猫石キャンプ場も含めて、現在の利用状況というのはどうなっていますか、お答え願います。

○議長（古賀ひろ子）

石川環境課長。

○環境課長（石川和男）

一本松公園の現在の利用状況でございますが、年間を通し多くの方に来場をいただいております。にぎわいを見せているところでございます。

一本松側には広いスペースがあり、昨今のキャンプブームも影響し、デイキャンプや宿泊キャンプで多くのテントが張っており、憩いの場として利用していただいております。また、キャン

プ以外にもバーベキューなど、家族や友人など多くの方に来場いただき、自然の趣を感じていただいているところでございます。

公園の中間に位置する管理棟付近におきましては、水遊び場もあり、子ども連れの方を中心に避暑・憩いなどを目的に、特に夏休みシーズンでは、にぎやかな声がたくさん響いております。

猫石側は登山道としての利用や、立地的にも静かなスペースがございますので、キャンプの来場者のほかに、散策など憩いの時間を過ごされている状況です。

○議長（古賀ひろ子）

高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章）

そうですね。たくさんの方が今利用されて楽しんでいらっしゃるところでございますが、マイテントを持っていらっしゃる方は非常にいいと思いますけども、そうじゃない方というのは、なかなか利用しにくい状況にあるんじゃないかなと思います。

そこで、今あるバンガローの使用状況、これまでどのように維持管理されてきたのか、お答え願えますか。

○議長（古賀ひろ子）

石川課長。

○環境課長（石川和男）

一本松公園には、一本松側に15棟、それから猫石側に10棟と、合わせて25棟のバンガローを設置しておりますが、新型コロナウイルスの影響や、建築後30年以上が経過しまして老朽化が進み、安全面を考慮して、令和2年度以降は貸出しを中止しております。

貸出しを中止する前のバンガローの維持管理につきましては、職員による点検、事業団による軽微な修繕、コミュニティ・センターによる清掃を実施してきたところでございます。また、貸出期間中の7月から9月までの3か月間は、9時から16時まで監視員を配置しまして、鍵の貸出し、返却後の清掃などを行っておりました。

○議長（古賀ひろ子）

高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章）

そうですね。コロナウイルス前は、非常にバンガローも使用されていたと思いますし、私も猫石側のほうのキャンプ場で、子どもたち連れてリヤカーキャンプとかいう形で、二、三十人の子どもを連れて行ったこともあります。今年もそれを実施しようかなと思いましたが、先ほどお答えになったように、バンガローが使用できないということで中止せざるを得ませんでした。

そこで、なぜ今まで期間中、当然コロナウイルスがあっても使用できない状況というのがあった

と思いますけども、その期間中にそのバンガローの修繕とかをなぜ行わなかったのか、それに対してお答え願います。

○議長（古賀ひろ子）

石川課長。

○環境課長（石川和男）

先ほど申しましたとおり、築30年を経過し老朽化が進んでいるということで回答させていただきましたが、そのほか、アウトドアブームの到来でオートキャンプや平場の確保など、バンガローの存続や取り壊しを行うに当たり、計画的な整備を実現するための基本計画策定をこれまで所管しておりました都市整備課で検討を行っていることから、現状のバンガローに手を加えることは行っておりません。

○議長（古賀ひろ子）

高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章）

行ってなければ当然傷みもひどくなってくるし、使い勝手もできなくなってくるということになると思いますけども。今後はしっかりと管理していただいて、使えるように行っていただきたいと思います。

次に、4年ぐらい前ですかね、3番目の問いですけれども。新しくトイレが2棟ほど造られましたけども、今そのトイレが非常にクモの巣が多くて、便器やトイレ内も新しい割には清掃状況があまりよくないと。特にクモの巣なんかあると、ああいう特に子どもや女性というのは、非常に使い勝手が悪いと、使いにくいと、怖がって行けないということが多いんで。そういう状況を踏まえて、どのようにトイレの管理をされていたのかということに対して、お答え願えますか。

○議長（古賀ひろ子）

石川課長。

○環境課長（石川和男）

トイレの管理につきましては、業務委託による清掃を行っております。清掃は週3回実施しております。今年度におきましては、年間で157日間の清掃業務を委託しております。

業務内容としまして、床面及び床面から1.5メートルまでの内側の壁、扉、便器、洗面台などの設備の清掃のほか、トイレトペーパーの補充などを行っております。

クモの巣に関しましては、巡回時に職員が発見すれば除去をし、委託の清掃においても手が届く範囲で除去をしているところがございます。しかしながら、自然の中であることから、数日すると、また同じ場所にクモの巣ができていくというのも現状でございます。

今後につきましては、除去スプレーなどの散布を高い頻度で行うなど、除去ができる方法を検

討し、快適なトイレ環境づくりを目指してまいります。

○議長（古賀ひろ子）

高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章）

トイレは、その施設、公園であれば公園の僕は顔だと思っているんですね。トイレがやはり汚いと、幾らそこを利用してきても、足が向かないという状況がありますので、ぜひともこれは、やはり業務委託されていますけども、職員の手でもって細かく管理していただくようお願いしたいと思います。

その同じトイレの中に、今この時代に関しては、消毒液というのが置いてないんですよ。置いてあれば、非常に洋式の便座なんかというのは、いろんな方がお座りになられますんで、やはり衛生面を考えると必要じゃないかと思います。そういうことを考えて、今後の設置の予定というのはあるのかなのか、お答え願えますか。

○議長（古賀ひろ子）

石川課長。

○環境課長（石川和男）

消毒液の設置につきましては、これまでも検討した経緯がございます。しかしながら、いたずらや持ち帰りなど、そういったものを考慮しまして、一本松公園に限らず、町内の公園には、手洗いや便器に使用する消毒液というのは設置はしておりません。トイレに手洗い場というのを整備しておりますんで、利用者の携帯用の除菌シートを持参するなど、必要最小限の対応を行っていただければというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子）

高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章）

そうですね、そんないろんな施設をすれば、先ほど言われたように盗難とか壊されたりという状況があるかも分かりませんが、できるだけ前向きに考えていただいて、設置していただければと思っていますし、そうであれば、使う人が使いやすいように、少しこういうコメントを入れて、札なんかも置かれて、使用後にはこういうふうにやっていただけませんかというようなものをするのか、今後管理棟にそういうものを置いて使っていただくと、必要な方は使っていただくようなシステムをぜひとも考えていただきたいと思います。

次に、公園施設料を設定するときの考え方、また、その収入を活用して施設等を改善するというような考えはございませんか、お答え願えますか。

○議長（古賀ひろ子）

石川課長。

○環境課長（石川和男）

公園施設使用料というところで、現在は中止していますバンガローの使用料ですね、過去。それから現在では、駐車場の使用料等ございます。

まず、バンガローの使用料につきましては、1棟当たり3,000円を徴収しておりました。参考までに、貸出しを中止する前の直近平成31年度の使用料の収入になりますが、20万円ほどとなっており、バンガロー巡視に係る人件費、こちらのほうが120万ほどかかっておりましたというところで、町の持ち出しが100万円程度かかっておった状況になります。

次に、駐車場使用料でございますが、令和3年10月からゲートを設置しまして、料金を徴収しているところでございますが、こちらの収入につきましては、一本松公園に要する維持管理経費として活用をしております。令和5年度につきましては、駐車場の使用料として1,370万ほどの収入がございました。駐車場ゲート運営保守点検業務委託料をはじめ、巡視清掃業務委託料、トイレの浄化槽保守点検、こういったものに充てているという状況になります。

○議長（古賀ひろ子）

高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章）

そうですね。駐車場の利用を有料にしたことによって、それだけの収益が上がってきたということであって、その収益の仕方を、例えば公園内のほかの施設、古いバンガローは撤去し、使えるようなバンガローは新たに整備し直して施設使用料を徴収し、修繕に充てるというような今後の考えというのはございませんか。

○議長（古賀ひろ子）

石川課長。

○環境課長（石川和男）

一本松公園に係る費用につきましては、今年度、環境課の予算として2,100万ほどの予算を計上しております。現在の駐車場使用料の収入で、この費用全額を補うことはできておりません。新たな施設使用料を徴収する場合、公園内の整備を行い、料金が徴収できるような施設、例えば区画割されたキャンプスペースのような敷地整備など、そういったものが必要になりますので、またさらに管理人等の人件費が必要になってくることも考えられます。

現在、都市整備課が町内の公園整備に関する基本計画の策定を目指しておりますので、その計画の中で整備される施設などを勘案し、将来的に整備が実現するようになったときに、新たに施設使用料の設定を行うべきというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子）

高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章）

そうですね、速やかにそのような基本計画をお考えであれば、策定を急いでいただいて、実現できるように努力していただければと思います。

続きまして、次の質問に入りたいと思います。

猫石キャンプ場をキッズパークにするという考えを、昨年の9月の定例会で御質問していましたが、その後の展開はどのようになったか。6年度に計画を立てるといようなお考えだったと、お答えだったと思いますが、その後どうなったかということに対して、お答え願えますか。

○議長（古賀ひろ子）

藤木都市整備課長。

○都市整備課長（藤木義和）

昨年所管しておりました都市整備課のほうで答えをさせていただきます。

宇美町では現在、1人当たりの公園面積が国の基準を満たしております。国の基準と申しますのが1人当たり10平米。宇美町においては30平米ほど。大きく国の基準を満たしているということですから、新たに公園整備に要する費用については国庫補助事業の対象にならないということで、全て一般財源による整備になるということから、さきの令和5年9月の定例会におきましては、公園整備に要する費用の一部を国庫補助の対象とするために、基本計画の策定が必要となっておりまして、一本松公園の整備につきましては、その計画を基に、総合計画に定める施策の公園計画につきましては、一本松公園に限らず、宇美町の適正な公園配置等を勘案して、基本計画の策定を行うこととしておりました。

その中で、時代のニーズに合った公園整備を努めていくということをお答えしておりましたけれども、現在の進捗状況につきましては、令和6年度に基本計画となることを策定を目指しておりますけれども、新たな国庫補助制度の検討や、民間等の活用などの模索を行っておりまして、先送りとなった状況でございます。

○議長（古賀ひろ子）

高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章）

先送り、基本計画ができなかったと、6年度に新たな計画がされているということですが、やはりこういう計画というのは、長く時間をかけても簡単にいいものじゃないと思います。するなら思いっきり財源を使って、人が集まるような設備を整えていただければなと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、今挙げています一本松公園なんですけど、一本松公園を町民の憩いの場として整

備するために、いろんなアイデアを一般の人、町民等が公募できるような形で委員会等の立ち上げをするようなお考えはございませんか。

○議長（古賀ひろ子）

藤木課長。

○都市整備課長（藤木義和）

これまで一本松公園内には水洗トイレが、先ほどから出ておりますとおり2基設置をされております。整備に当たりましては、大学の教授、町議会議員の皆様方、それから民間、町内に在住されている方を構成員といたしまして、一本松公園基盤整備懇談会を立ち上げて議論をされております。トイレの整備が終了したことから、目的が達成されておりますので、令和4年の3月に一旦この整備懇談会は解散をしております。

今後、基本計画が策定をされ、一本松公園の整備事業を施行することになれば、前回同様に、懇談会等を設置して、皆様方の御意見を賜りたいというふうには考えております。

○議長（古賀ひろ子）

高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章）

今後基本計画を策定されるということなんですけども、いつ頃までにこういう計画は策定されようと思っているのかということに対して、お答えできれば答えていただけますか。

○議長（古賀ひろ子）

藤木課長。

○都市整備課長（藤木義和）

今日指しているのは、次年度以降に着手できればというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子）

高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章）

次年度ですね、早急に策定を急いでいただければと思っております。

続きまして、最後になりますが、今の一本松公園、宇美町の自然豊かな公園、一本松公園の将来像について、ここで町長にどのようなお考えを持ってあるか、お答え願えますか。

○議長（古賀ひろ子）

安川町長。

○町長（安川茂伸）

令和4年6月の定例会におきましても、安川禎幸議員のほうから同様の質問を受けたことを記憶しております。そのときの答弁で、私自身の子育ての経験から、近隣市町の公園の多くに行っ

たことがあること。また、一本松公園の猫石側キャンプ場に、現在老朽化で中止していますアスレチックがありますが、人の目につきにくい場所にあることに加え、見晴らしも悪く木も生い茂っているということから、私が子どもを連れて行ったときも若干恐怖を感じたということ。また、住民アンケートの中でも、やはり遊具のある公園の整備についての要望が多かったことを御報告をさせていただいたと思っています。子育てをしていく中で、親子が自然と触れ合いながら安心して遊べる環境を整えることは重要であり、大切であるということをお答えさせていただいたと思っております。

結論から申し上げますと、そのときと1ミリも考えは変わっていないということです。特に一本松公園は、町内外から多くの方が来場されており、自然を楽しめる場所となっておりますことから、現在の地形や環境を残しつつ、親しみやすい環境整備について、継続して調査・研究を重ねていきたいというふうに思っております。

ただ、大きなお金がかかることから、先ほど来、課長が答弁しましたが、国の補助金を使うためには基本計画の策定が必須となっております。それ以外にも、民間資金の活用であるとか、あらゆる手段を調査・研究しているところでありますし、私自身も営業活動に足を運んでいるところでございます。できるだけ早い時期に何らかの報告ができるものというふうに思っておりますし、報告をしたいというふうに思っています。

また、一本松公園整備をして、多くの方が、町外の方も多く来られています。ここで子どもの税金であるとか、国の税金を使って整備して、町内の方がなかなか利益を得ないということは、これはちょっと考えにくいなというふうに思っていますので。しっかり補助金は活用しながら、一定のきちっとした計画をつくった上で整備をすれば、そこにお金を落としていただく仕組みをつくる必要があるのではないかなというふうに私は思っております。現時点では、駐車場の料金だけを頂いておるわけですが、到底それだけでは賄えない。ある程度の整備をする。

私、昔は議員おっしゃったバンガローについて、抽せん会をやるほどにぎわっておりました。ただ、そのバンガローの中には何も施設もなく、エアコンもないという、どちらかというと不便を楽しむというか、そういったバンガローであったというふうに記憶しておりますが、現在はなかなかそういうことにはなっていないんじゃないかなと。一定の環境が整っていたり、エアコンであったりとか、エアコンの整備があったり、シャワールームがあったりとか、そういったキャンプ施設というのか、本当のキャンプかどうかは分かりませんが、そういった施設が近隣の市町には多くなっているような気がします。

また、オートキャンプ場というふうなものも出てきているようでございますので、やっぱりニーズも若干変わってきているのかなというふうに思っております。そういったニーズをしっかり捉えながら環境整備をしていく必要がある。

ただ、やはり一定の御負担をしていただくということが、私は先ほど来、出ております、例えばトイレの使用についても、やっぱりお金を払うことできれいに使おうという意識が生まれてくるんじゃないかなというふうに思っています。何でも無料でというものではないのかなというふうに思っています。一定の収益を得る仕組みを考えながら、計画を立てていく必要があるのかなと思っておるところでございます。

また、私は障がいの有無や年齢、性別に関係なく、みんなが楽しめるインクルーシブな公園というのにも興味を持っております。このことにつきましては、もう既に調査をするように担当課に指示をしておりますので、これと一本松公園が結びつくかということ、これはまた別の話ですけども、親子で楽しめるような、障がいがあるない、性別、そういったものに全く関係ない公園についても研究をしたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、親子が安心して遊べる環境を整えるために、引き続き努力していきたいというふうに思います。

○議長（古賀ひろ子）

高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章）

答弁ありがとうございます。素晴らしい計画があるということを町長自らの声で聞くことができました。第7次総合計画の中にも記載されていますし、町長の所信表明でもありましたように、スピードを持って、今後対応していただくことを期待して、私の一般質問を終わります。

○議長（古賀ひろ子）

3番、高橋議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（古賀ひろ子）

ただいまから11時10分まで休憩に入ります。

10時58分休憩

.....

11時10分再開

○議長（古賀ひろ子）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告番号3番。8番、黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟）

8番、黒川悟です。今回は、認知症の人に寄り添った地域社会の構築をということで質問してまいります。

大変今、認知症の方が増えておられまして、国内の認知症高齢者数は、厚生労働省研究班の推計で2022年時点で443万人、25年に471万人、そして65歳以上の人口がピークを迎える2040年には584万人で、高齢者の7人に1人の割合になり、さらに60年には645万人に達すると推計されております。

今後、誰もが認知症になり得るという認識の下、共生社会の実現を加速することが重要だと思っております。認知症の人を単に支える対象と捉えるのではなく、認知症の人を含めた一人一人が、一人の尊厳ある人間として、その個性と能力を十分に発揮しながら、共に支え合って生きる共生社会の実現を目指し、本年の1月に認知症基本法が施行されました。

特に地方公共団体は、認知症の人やその家族等によって身近な行政機関であるとともに、認知症施策を具体的に実施するという重要な役割を担っております。また、市町村においては、国の基本計画を踏まえ、地域の実情に応じた施策推進計画を策定する努力義務が課せられております。

認知症の人も家族も、安全に安心して暮らせる地域の構築への取組が必要であり、社会の高齢化が進む中、認知症は誰もがなり得るものであり、認知症の当事者が尊厳をもって最期まで自分らしく暮らせる地域社会の構築が求められております。

そこで、行政が軸となり、小中学校の児童生徒、地域の企業・経済団体や自治会などと連携して、認知症サポーター講座のさらなる展開や、新しい認知症観を定着させる啓発資料の作成・配布など、認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深める取組を強化すべきと考えておりますが、見解をお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

水野健康課長。

○健康課長（水野治也）

失礼いたします。認知症に関する質問になりますので、健康課からお答えさせていただきます。

当町におきましては、令和6年3月に策定いたしました第10期宇美町高齢者福祉計画の基本目標「いつまでも健康でいきいきと暮らせるまちづくり」の施策といたしまして、認知症に対する取組の充実を掲げ、様々な取組を実施いたしているところでございます。

主な取組といたしましては、認知症に関する関心や理解・啓発・推進のため、小学校区介護予防教室、あと自治会いきいきサロン、中学生・高校生などを対象に認知症サポーター養成講座を開催しております。

今年度はさらに「～認知症をより身近に、より深く～」をテーマに、一般社団法人kouji様と宇美商業高校との共働事業といたしまして、子どもから大人までを対象とした認知症啓発イベントを開催する予定としております。

また「おじいちゃん・おばあちゃんのサポーターになろう」をテーマとして、宇美商業高校主

催、社会福祉協議会の共催において、ペッパー君を活用しました小学生を対象とした認知症キッズサポーター養成講座が開催される予定となっております。

今後も様々な世代の方に認知症に関する知識及び理解を深めていただくために、周知・啓発の取組を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟）

様々な、町が今取組を行っているということで、この認知症に対して重大な問題であると考えているのがありありと分かりました。

認知症と軽度認知障害の方を合わせると、約1,000万人を超える現状の下では、認知症の人や家族などが安心して穏やかに暮らせる生活環境の構築が必要であります。実際に記憶障害や認知障害が起こる中で、当事者や家族の不安から行動・心理症状の発生を抑制することは特に重要だと考えております。

そのための効果的な技法として、あなたを大事に思っていることを「見る」また「話す」「触れる」「立つ」、この4つの柱で、相手が理解できるように届けるケア技法が、ユマニチュードということで今注目されております。

まず、この「見る」というのが、相手をのけぞらない距離まで思い切って近づき、同じ目線の高さで正面から見つめる。「話す」低めのトーンで穏やかにゆっくりと抑揚をつけ、前向きな言葉で話す。「触れる」つかまらず、下から支えて触れている面をできるだけ広くする。「立つ」1日に合計20分間立つことができれば、寝たきりの予防になるということ。で、そこで国内の研究結果では、認知症の方の行動や心理症状が15%ほど改善され、ケアする側の負担感も20%軽減したとの有効性が確認されております。また、ユマニチュードに先駆的に取り組んでいるフランスの一部施設では、離職したり欠勤したりする職員が半減したほか、鎮静剤といった抗精神薬の使用量が9割近く減らせたという報告もあります。

ユマニチュードの導入により、認知症の方の心理症状が改善して、薬剤のコントロールが不要になり、使用量の減少につながったと考えられます。つまり、この技法を学んだ介護者が認知症を改善する薬になれることを示しております。

福岡市ではこの技法を導入しており、認知症フレンドリーシティ・プロジェクトの一環として、ユマニチュード普及・促進を行っています。市は2016年度、家族、介護者や病院、介護施設の職員を対象としたユマニチュードの実証実験を実施しており、その結果、暴言や徘徊などの症状が軽減し、介護者の負担感も低下するといった効果が見られたことから、18年度に、まちぐ

るみの認知症対策として技法を導入し、ユマニチュードの市民講座などを本格的に展開しました。対象者は家族介護者や小中学校の児童生徒のほか、市職員、救急隊員など多岐にわたり、講座を受けた市民からも「もっと早く知っておればよかった、今後は介護をする人たちに私たちが伝えたい」との声が寄せられたということでした。地域住民や子どもたちに、認知症とユマニチュードの基礎を教える地域リーダーが誕生し、現在55人まで増えているそうです。こうした取組を続行的に実施しようと、市は今年4月から福祉局の中にユマニチュード推進部を新たに設置しており、行政がユマニチュードに本格的に取り組むのは世界初の試みだそうです。

そこで、認知症の人の行動・心理症状の発生を抑制し、認知症の人と家族などの尊厳ある暮らしを守るために、ユマニチュードの普及に積極的に取り組むべきと考えますが、町の見解を求めます。

○議長（古賀ひろ子）

水野課長。

○健康課長（水野治也）

認知症の方に対するケアにおきましては、認知症の方のその人らしさを尊重し、その方の視点や立場に立って理解し、対応することが最も大切だと捉えております。

当町では地域包括支援センターが中心となりまして、認知症になられた方や認知症の疑いのある方についての相談体制を強化しているところでございます。

また、社会福祉協議会と連携いたしまして、認知症の医療や介護の専門的知識を有する認知症地域支援推進員の配置、複数の専門職からなる認知症初期集中支援チームを設置し、医療・介護等につながっていない認知症の方に対しての支援体制を構築しております。そのほか、介護施設等の職員の方に対しましては、認知症の方の目線に立った対応等の研修会を年に1回から2回実施しているところでございます。

認知症のケア技法につきましては、御質問にありましたユマニチュードに限らず、その他の技法も御本人を尊重するという基本的な考え方は共通していると捉えております。

今後も認知症の方のその人らしさを尊重し、その方の視点に立って立場に立って対応することが継続できるよう、認知症ケアの質の向上に向けた研修会等を今後も行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子）

黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟）

ユマニチュードに限らず、認知症のケアについては一生懸命今やっているということで理解しておきます。

そこで、若年性認知症の方々も含めて、認知症の人が生きがいや希望を持ち、その個性と能力を十分に発揮することができるよう、認知症の人の社会参加の機会の確保に向けて家族や事業主が、安心して適切な行動が取れる環境を整えることも重要だと思っています。特に、認知症と診断された後に、希望を失うことなく新たな目標に向かって行動することができるように、認知症の人自らが認知症に関わる経験等を当事者同士で共に共有する機会を確保し、本人や家族の不安を軽減することは大変重要であります。

そこで、認知症の本人や家族などが、診断後に早い段階で同じ経験をした方々との情報共有や様々なアドバイスを受けられるように、ネット交流も含めた中で、地域における認知症ピアサポート環境の整備も重要だと考えますが、町の考えを教えてください。

○議長（古賀ひろ子）

水野課長。

○健康課長（水野治也）

当課といたしましては、認知症の方の家族等が正しく認知症を理解し、適切に対応ができるようにすることで、御家族や介護者の心理的負担の軽減につながることを目指して取り組んでおります。

特に、議員御質問の認知症ピアサポート環境の整備は重要であり、当町でも認知症の方や介護者の方が集う認知症カフェ、介護者の方を支援する家族介護交流会を年に数回開催し、介護者の身体的・精神的負担の軽減を図っているところでございます。

また、今年度は新しい取組といたしまして、家族介護交流会に、施設に勤務され認知症対応の専門職の方に御参加いただき、茶話会方式で、介護者の方が質問や悩みを気軽に話せる交流会を開催したところでございます。介護者の方からは、今後の介護についての相談ができたなどのお声を頂いたところでございます。

そのほかにも、1市7町で粕屋医師会へ委託いたしまして、認知症だけでなく、医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で長く生活することができる体制の構築を目標といたしまして、オンラインによる住民講座を毎年実施しております。令和5年度におきましては、どんな時も生きたいように生きるためにをテーマとしたオンライン講座を開催いたしました。

当町では現在、インターネットを利用した交流会は実施しておりませんが、参加者の皆様のお声を頂きながら、できるだけ参加しやすい環境を今後も整えていきたいと考えております。

○議長（古賀ひろ子）

黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟）

分かりました。活発な交流会が今後も続いていくように、よろしくお願いいたします。

警察のまとめによりますと、2023年、全国の警察に届出があった認知症や、その疑いがあった行方不明者が延べ1万9,670人から増え続け、近年は2倍に迫る状況で推移しております。不明者の情報提供は大変重要であり不可欠であります。私にも認知症高齢者捜してメールが頻繁に届いております。認知症の方々が行方不明になったら、翌日まで生存して発見される例は多く、3日以降では生存する可能性は急激に低くなっています。実際に、行方不明になった人の中で502人は亡くなって見つかり、250人は発見されないという、そういった報告がっております。特に独居の方の場合、行方不明になったことに気づくのが遅れ、捜索開始の遅れにつながり、結果として発見が遅れることとなります。

そこで、今後ますます増加することが懸念される認知症の行方不明者に対して、一人一人の生命を守るためのGPS端末の積極的な活用に向けての負担軽減策の実施や、衣服や靴とかつえとかに貼れるようなQRコードが記載されたシールなどの普及など、認知症の行方不明者の生命を守る取組が大事で、推進すべきと考えます。当町の考えをお聞かせください。

○議長（古賀ひろ子）

水野課長。

○健康課長（水野治也）

当課の高齢者が行方不明になったときの対応といたしましては、徘徊高齢者の早期発見・早期保護を目的といたしまして、福岡都市圏認知症高齢者捜してメール事業の利用促進を図っております。しかし、高齢化に伴い認知症の方は年々増加し、行動範囲も広範囲に及ぶなど、行方不明者の対策を強化する必要があるものと考えております。

今後の行方不明者対策といたしましては、議員御提案のGPSを利用した位置情報検索アプリの導入、あと二次元コードを利用した見守りシールの配布など、現在、普及を進めている自治体へのヒアリングを含めまして、認知症の方に適した行方不明者対策を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子）

黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟）

今後、町としても今、御答弁いただきました認知症の見守り事業の有効な取組、これを積極的に推進していただきたいと思っております。

今朝新聞に載っていたんですが、愛知県の尾張旭市で、VRで脳の健康をチェックということで、要介護・要支援の認定を受けていない40歳以上の方が対象で、軽度認知障害の早期発見にという、そういう取組がありました——そういう事業がですね。全国的に大変な認知症の問題、いろんな町独自の、地域自治体独自の取組がなされていると思っております。いい事例がありましたら、

その辺に倣って、今後もしっかり認知症対策をやっていただきたいと思います。

認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症とともに希望を持って生きるという新しい認知症観を持って、認知症になっても一人一人できることや、やりたいことがあり、住み慣れた地域で希望を持って暮らし続けることができるよう、古い認識を改めるため、学校や地域、職場などで認知症の理解を深める教育の推進と、当事者や家族が安心できる共生社会の実現ができるよう、今後の当町の取組に期待して、1つ目の質問を終わります。

○議長（古賀ひろ子）

続けてどうぞ。黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟）

次に、難聴者が意思疎通をしやすくなるための支援ということで、質問してまいります。

今日、社会の高齢化の進行に伴い、難聴の方も年々増加しております。実際、高齢者が難聴になると、人や社会とのコミュニケーションが避けがちになり、社会に孤立する可能性も高くなると言われています。また難聴になると、耳から脳に伝達される情報量は極端に少なくなり、認知症のリスクも高まると言われております。

この難聴対策として、聴覚補助器の活用が有効であり、聴覚補助器には、マイクで収集した音を増幅して外耳道に送る気導補聴器のほか、骨導聴力を活用する骨導補聴器や、耳の軟骨を振動させて音を伝える軟骨伝導補聴器などがあります。

高齢化が進む中、高齢者が社会の一員として末永く動き、働ける地域を築くために、聴力が低下した高齢者が自分に合った聴覚補助器を選択し、適切に活用できる環境整備は大変重要であります。

まず、高齢になると耳や目のように、補聴器や眼鏡に限らず、いろんな部分で衰えが出てくるのは現実であります。そういった部分に対して、機能が衰えた部分を器具で補うことによって、人生の質、生活の質など、私たちが生きる上での満足度を向上させるために重要になってまいります。

そのことをまず申し上げまして、まず1つ目の質問をいたします。

役場の窓口での難聴者や聾啞者の方に対しての窓口の対応はどのようになっているのか、答弁を求めます。

○議長（古賀ひろ子）

佐伯福祉課長。

○福祉課長（佐伯剛美）

失礼いたします。御質問にあります難聴者の支援をとということでございますので、福祉課のほうから回答させていただきます。

聞き取りにくい方への窓口の対応につきましては、現在、窓口では音声拡大器というものを2台設置しております、必要に応じて使用をさせていただいております。

しかし、機器による音の強弱だけでは対応できない部分もございまして、特に音にひずみがあるように聞こえられる方に関しましては、やはり職員のほうからフロアに出ていきまして、プライバシーに配慮しながら、耳元でゆっくりはっきりと明確にお話をするように心がけているところでございます。

また、全難聴である聾啞者の方への対応につきましては、福祉課の窓口のほうに現在、専任の手話通訳士を配置しております、役場での様々な手続のみならず、日常的な生活支援や病院に通院する際の随行等にも業務をさせているところでございます。

窓口での手続等に関しましては、基本的に住民の方から聞こえにくい趣旨の相談が福祉課のほうにされることが多ございます。耳鼻科等の専門医療機関への受診をまず勧奨し、医師による診断を受けることで、重度の聴覚障害があるということが認められれば、身体障害者手帳の取得が可能になります。これにより、議員御質問にありますように、補聴器等の利用申請が可能になると、こういう流れでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟）

特にこの窓口では、コロナ禍が続きましてアクリル板の設置とかあって、なかなか難聴者の方は聞き取りにくいこともあったと思いますが、音声拡大器を用意してあって、私もちょっと使わせてもらいましたけども、よく聞こえました。そういう配慮がよくできているなどは思いました。

次の質問です。

そもそも人が音を聞く経路は、500年前から耳で直接音を聞く気導と頭蓋骨の振動が音として脳に届く骨伝導の2つが知られており、第3の聴覚経路として発見されたのが、軟骨伝導であります。

近年、その軟骨伝導の仕組みを取り入れた軟骨伝導イヤホンが、各自治体や関係各所で導入されております。しかしながら、一般社団法人日本補聴器工業会の2022年の調査によると、日本の聴覚障害者は人口の10%、人数に換算すると約1,300万人にも上り、高齢化に伴い、今後さらに増加することが見込まれています。一方、同調査では、補聴器が高額なことから、補聴器の所有率が難聴者の僅か15.2%しか普及していないということでもあります。

そこで、さきに申し上げました認知症になる一番の要因と言われる難聴者に対し、また難聴の高齢者に対しての支援は有効であり、大変重要であります。

ある自治体では、聴力が低下している高齢者に対し、補聴器購入の一部を助成しているところもあり、65歳以上の方で本人が非課税または生活保護受給者世帯で、聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならない方で、耳鼻咽喉科の医師から補聴器が必要と認められた方が対象となっております。原則、中等度難聴程度の方が対象であります。補助内容は、2万円を上限として1人1回となっており、購入に要した費用は2万円に満たない場合は、その額を補助するものとなっているということです。その自治体では、受付期限や申請件数の規定はあるようですが、10年前から2025年問題として団塊の世代が75歳になり、認知症患者も800万人を超えとも言われている。認知症予防のためにも、補聴器助成は重要だと思っております。本町の支援の現状を答弁求めます。

○議長（古賀ひろ子）

佐伯課長。

○福祉課長（佐伯剛美）

失礼いたします。本町の現状といたしましては、身体障害者手帳の聴覚障害を有する方に対しましては、障害者総合支援法に基づきまして、国の基準による補聴器の購入費及び補聴器の修理費が支給される補装具としての支給手続を行っているところでございます。

本町で現在把握している身体障害者手帳を取得されていらっしゃる方は、令和5年度末で116人いらっしゃいまして、うち65歳以上の高齢者は90人いらっしゃいます。約8割程度になるわけですが、ちなみに令和5年度の補聴器の交付申請の人数は15人いらっしゃいまして、その全てが65歳以上の高齢者でございました。これらの方に、それぞれの聴覚障害の特性に合わせたオーダーメイドの補聴器の支給を行っております。また補聴器の修理申請の人数は6人いらっしゃいましたが、こちらは全てが65歳未満の方でございました。

なお、補聴器の耐用年数は支給から5年でありまして、耐用年数内に紛失したりとか破損をされても再支給はできませんが、今のところ、修理に関しては上限の設定はございません。

補聴器の支給の一連の流れは、医師の意見書・処方箋を提出していただき、県の更生相談所が判定を行い、原則として国が定めた補装具の費用の額の基準額を上限として、補聴器の費用の支給を行っているという流れになっております。

個人負担に関しましては、生活保護世帯や町民税非課税世帯の方に関しては、個人負担はございませんが、町民税課税世帯に関しましては、3万7,200円を上限とした基準額の1割が負担額になるという流れになっております。

御質問にありました中等度難聴、40デシベルから70デシベル以下というちょっと専門的になりますけれども、対面で日常会話が何とか聞き取れる程度がこの程度ということで伺っております。これらの方を対象とした補聴器購入費の補助に関しては、令和4年の6月定例会の折に、

一般質問で入江議員から同様の御質問を頂いており、県内では田川市をはじめ、県東部の幾つかの市町村で実施しているということを伺っております。しかしながら、県内の両政令市はもとより、福岡都市圏での市町村に関しましては、いまだ国・県の動向を注視している状況でもございます。

いずれにしても、近隣市町と足並みをそろえた実施に向けて、慎重に検討を深めてまいりたいと思うところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟）

分かりました。次の質問いきます。

そのような状況の中で、その対策の一環としての提言ですが、窓口の先ほどの音声拡大器、今置いてありますが、軟骨伝導イヤホンこれについてちょっと説明させていただきますが。

この発見者である奈良県立医科大学の細井裕司学長によると、さきに言いましたが、認知症になる最も大きな要因は難聴であると言われております。聞こえるということを改善して会話が進む環境を整えることは、認知症予防につながることでございます。

さらに、この軟骨伝導イヤホンの普及は、高齢化に伴って今後増えていく難聴者の福祉に寄与するものであり、今後期待したいのは、軟骨伝導の恩恵が難聴者だけでなく、全ての人に届くことであります。例えば、飲食、警備業などで使うインカム、またスマートフォンの実装はこれからであります。メタバース・仮想空間の広がりとともに爆発的な需要が増えるであろうスマートグラスにも応用が可能であると言われております。

また、軟骨伝導イヤホンを使えば、付属の集音器が職員の声を拾い、イヤホンを通じて相談者にはっきり届く。そして何より、このイヤホンは穴や凹凸がないことから消毒しやすく、不特定多数の人が利用するため、清潔に使えることであります。

さらに、大きな声で話す必要がないため、周囲に個人情報や相談内容が聞かれる心配がありません。現状、窓口には難聴者に対しまして音声拡大器が設置してありますが、ぜひこの軟骨伝導イヤホンの導入を提案したいと思います。町の見解をお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

佐伯課長。

○福祉課長（佐伯剛美）

失礼いたします。軟骨伝導イヤホンにつきましては、構造上、耳穴を塞がないタイプであります。そのため、周囲の音と分離しやすく、圧迫感がなく、イヤホン自体に凹凸もなく衛生的であり清潔

に使用することができると、議員がおっしゃられたとおりでございます。もちろんこれらの、以前、数年前にはこういったものがございませんでした。新たにこういう機器が出てきたということで、住民サービスにつながるということに関しては、もう全くそのとおりであると思うところでございます。

先ほど来、出ております今現在窓口に設置している音声拡大器、平成28年に購入して使用しておりますが、使用年数的にも、先ほど来お話があります最新型の機能を有する軟骨伝導イヤホンの購入に向けては、速やかに対応を検討したいと存じます。よろしく申し上げます。

○議長（古賀ひろ子）

黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟）

ぜひよろしく願いいたします。

それでは最後に、重度難聴者には、人工内耳や補聴器を使用することが通常生活を送る上で必要不可欠であります。その中で補聴器を使用されている、ある宇美町に在住の重度難聴児のお子さんをお持ちのお母さんとお話をする機会がありました。お子さんは、17歳の男子高校生で障害者手帳2級であります。現在、早良区の県立難聴特別支援学校に通われているということでした。朝6時前に家を出て、バスを乗り継ぎ登校して、部活も行いながら下校して、帰り着くのは夜8時過ぎということでした。彼は1歳児のときに大学病院で先天性難聴であることが判明し、当初、町の健診では分からなかったそうです。新生児の聴覚検査は大変重要であり、早期発見、早期治療が必要であります。現在、彼が生活する上での不便なことも多々あり、母親からの相談を受けました。

まず、地下鉄やJRに乗ったとき、地下鉄は障害者手帳により料金が半額に、JRは料金が障がい者料金にならないということで、駅員さんとの意思の疎通がなかなか難しく、言われるがままに今来ているそうです。また自転車に乗ったときも、騒音と一緒にクラクションが聞き取りにくくて危険であり、自転車にも聴覚障害者マークを取りつけることを推進してほしい。また聴覚障害者マークを皆さん知っていらっやらない方も結構おられるので、周知がしてほしいと。また休むときには補聴器を外して休むために、地震や災害のときアラームが聞こえないなどの相談もありました。

重度難聴者に対し支援をすることは、絶えず数多くあると思います。補聴器購入に関しては高額であるが、補助制度もあります。しかし重度難聴児が、先ほどもお話ありましたけども、補聴器を壊したり、外して紛失したりした場合は、耐用年数が過ぎていなければ全て個人負担となります。身体障害者のための補装具としての補聴器の購入、また人工内耳の埋め込み手術は健康保険が適用されますが、補聴器や人工内耳の電池は、平成18年10月から補装具費の支給対象外

となり、日常的に使用する際、個人差はありますが、それらの電池代は高額で家庭の負担になっているとの声も聞いております。

電池代の公費助成の状況は、全国で約141自治体と現在は少ない状況であります。電池は消耗品で必要経費でもあり、生涯にわたり重くのしかかり、電池代や充電電池代など金銭的負担であるが、重度難聴者が聞こえるという機能を補助するには、経済的な負担・精神的な負担が一生続くということであり、このような個人負担の軽減を目的に、費用の一部を助成する自治体が全国的に少しずつ増えているそうです。

今後、重度難聴者に対して、補聴器購入や人工内耳も含めた補装具費の補助等を、今後本町でできる支援や助成について町の見解を求めます。

○議長（古賀ひろ子）

佐伯課長。

○福祉課長（佐伯剛美）

失礼いたします。重度難聴者に関しましては、経済的・精神的な負担の軽減を図るために、先ほど来申し上げております国の障害者総合支援法に基づきまして、補装具の支給制度を行っている状況でございます。これにより、補聴器の購入費用の支給と、これに伴う修理費用の支給を行っているというのは、先ほどお話ししたとおりでございます。

また、重度難聴者に対する高額負担の軽減のための費用助成に関しましては、補聴器の支給のみならず、先ほど議員のお話にもありました人工内耳の埋込術等の健康保険外の負担分に関しましては、育成医療費や更生医療費という補助もございまして、これも所得に応じた個人負担がありますが、非常に低額な費用負担になるものでございます。

併せまして、身体障害者手帳対象外である軽度や中等度の難聴児に対しましても、県の補助制度が新たにできまして、本町に関してもこれを利用し、補聴器に係る費用一部助成を行っているところでございます。

しかしながらになりますが、補聴器の耐用年数内での再交付に関しましては、現在認められておりません。これも先ほど申し上げたとおりです。修理で対応できないものに関しては、今現在全てが個人負担になっております。

また、補聴器の電池交換につきましても、厚生労働省が定めた要件では、一般に普及している消耗品は日常生活用具の対象から除外するとされておりまして、電池の交換は今現在これに該当いたしております。これが平成18年法改正になり、電池が対象から外れたというところになります。

一方でございますが、人工内耳用の電池は除外の対象とはなっていないものの、高性能化がやはり人工内耳に関しては進んでおります。こういった中で、電池交換に関しては、今現在はまだ補

助のメニューには入っておりませんが、将来的に内容がどんどん変わっておりますので、今後の動向を見守りたいと思うところでございます。

制度の上乗せであったり、補助の横出し等に関しましても、今後は国の施策や近隣自治体の動向を注視しながら、その都度検討することが必要であると存じます。

郡内におきましては、福祉担当者会及び障がい福祉の担当課長会も定期的に行われておりますので、難聴児・者への支援・対策等に関しましては、近隣市町と足並みをしっかりそろえながら、積極的に取組をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟）

様々な質問に対する答弁いただきまして、ありがとうございました。奥深いものがなかなかありまして、私自身も一生懸命また今後も勉強させていただき、引き続き質問や提言をさせていただきたいと思っております。

そこで、第7次宇美町総合計画で、基本目標にあるように、「支えあい「いきいき」と暮らし続ける「元気」をうみだすまち」、そして、地域で支えあう福祉環境の充実とあります。

今回は、認知症や難聴者の方の支援について質問、提言をさせていただきました。世の中にはいろんな障がいをお持ちで苦しんである方がたくさんおられます。誰一人残さないという観点から、さらなる共生社会の実現に向け、福祉政策に引き続き力を注いでいただきたい。また、各自自治体によって支援もまちまちである中、町長には町長会などで様々な重要な情報をキャッチしていただいて、他町に引けを取らない町独自の取組を今後も迅速に実行されることを期待して、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（古賀ひろ子）

8番、黒川議員の一般質問を終わります。

○議長（古賀ひろ子）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

○議会事務局長（太田美和）

起立願います。礼。お疲れさまでした。

11時53分散会
